

# 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令の概要

## 1 改正理由

海上交通安全法等の一部を改正する法律（令和3年法律第53号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）の一部を改正する。

## 2 改正内容

改正法の施行に伴う条ズレ措置のため、海上交通安全法第36条を引用する施行規則第54条第1項第1号中「第三十六条第一項第一号」を「第四十条第一項第一号」に改正する。

## 3 施行期日

令和3年7月1日（改正法の施行の日）